

発行 奈良民主商工会
奈良市大森西町13-16
電話0742-33-7266
FAX 0742-34-5826
HP naramsyo.jp

記帳会

【日時】
7月15日(水)
13:30
【持ち物】
領収書・帳簿
筆記用具・電卓



絵手紙教室

絵手紙教室は、新型コロナウイルスの感染予防と、みなさんの健康を守るためにしばらくお休みします。

国保の減免を申請しよう！ 前年比3割以上の減収で全額免除に

7月6日(月)から 書き込み会を開催

政府のコロナ対策で前年比3割以上の減収が見込まれる世帯の保険料が減免されることから、申請方法を知りたい、Mさん・水道工事)、30万円もの保険料は払えないので、ぜひ申請したい、Yさん・プロパンガス配送)などの声が寄せられています。奈良民商ではすべての対象者が減免されるよう、7月2日(木)から申請会を開催します。裏面参照)減免申請をはじめ、国保のことは何でも民商にご相談下さい

減免対象の世帯は

前年比3割以上の減収

減免の対象は 今年の営業所得が、昨年と比べて3割以上減少する見込みの世帯です。

所得300万円以下は

保険料が全額免除に

前年の所得が300万円以下の世帯は、10割(全額)が減免されます。

申請書・理由書を

市役所へ郵送

申請方法は、次の書類を奈良市ホームページからダウンロードして記入し、市役所に郵送し



・国民健康保険料減免申請書
・国民健康保険料減免理由書

ます。

提出義務・不利益はありません 税務署が収支内訳書を送付

奈良税務署は、6月19日付で文書(左)をいっせいに送付し、「7月3日までに御提出下さい」と、収支内訳書の提出を求めています。提出する、しない、はあくまでも納税者の任意の判断。提出しなくても罰則も税務調査などの不利益もありません。

令和2年6月19日

奈良税務署長

収支内訳書の提出について

税務署に提出していただく文書は、令和2年6月19日付で送付されています。提出期限は、令和2年7月3日(金)までです。提出期限を過ぎても、提出は可能です。提出期限を過ぎても、提出は可能です。提出期限を過ぎても、提出は可能です。

○ 以下の収支内訳書の提出が義務づけられています。	○ 青色申告決算書(一般用)
□ 雑所得の届出(雑所得)	□ 青色申告決算書(不動産所得用)
□ 社会保険料控除証明書	□ 収支内訳書(一般用)
□ 医療費控除の申請書	□ 収支内訳書(不動産所得用)
□ 青色申告決算書(雑所得)	□ 収支内訳書(雑所得)
□ 特定扶養親等(住宅ローン等特別控除)	□ 消費税等申告書(一般)
□ 贈与税()	□ 消費税の還付申告に関する申請書

※ 既に、書類を提出されている場合には、申し送り済みですが、その旨を所轄署までご連絡ください。

※ 上記の収支内訳書は、令和2年度の所得の届出や青色申告の届出と連動して提出する必要があります。提出期限を過ぎても、提出は可能です。提出期限を過ぎても、提出は可能です。提出期限を過ぎても、提出は可能です。

※ 税務署では、申告書(届出書)を提出する際に、申告書の提出期限を過ぎても、提出は可能です。提出期限を過ぎても、提出は可能です。提出期限を過ぎても、提出は可能です。

送付先 担当者 個人課税第6部門 電話 0742-28-7613 (直通)

※ 市役所に提出期限を過ぎても、提出は可能です。提出期限を過ぎても、提出は可能です。提出期限を過ぎても、提出は可能です。

この文書による付帯書類の提出は、義務ではありません。

税務署が送付している文書。「コロナでたいへんなときに税金のムダ遣い」と怒りが広がっています。

収支内訳書の提出督促は、消費税の課税事業者を把握すること、税務調査選定のための資料収集を目的に、2003年より毎年行われています。

文書には、必要があると認められるときは、調査を実施する場合があります。などの文言が記載されています。

このように納税者を脅し、収支内訳書の提出を強要することは、納税者の過大な負担とならないよう」との国会決議にも反しており、許されません。

奈良、天理、大和郡山・斑鳩、生駒の4民商は、収支内訳書の提出強要に抗議し、送付された文書の返還行動を行う予定です。税務署から届いた文書は班や支部の役員や事務所までお届け下さい。

持続化給付金・国民健康保険料減免

予約制

ご希望の日時を
お知らせ下さい。

申請会のお知らせ

■日時 7月6日（月）～17日（金） ※土・日曜日、15日（水）は除きます。
①午後1時半～3時 ②午後3時半～5時

■会場 奈良民商5階

	用意するもの
持続化給付金	・確定申告書（控）（青色の方は決算書も） ・納税証明書・その2（白色申告の方。税務署でとって下さい。） ・売上が前年月平均比（青色は前年同月比）50%以上減った月の売上帳 ・振込先の預金通帳 ・本人確認書類（運転免許証、健康保険証等） ・携帯電話（スマホ）、パソコンのメールアドレス
減免申請	・国保料決定通知書 ・確定申告書（控） ・1～6月の売上・仕入・経費のわかる資料 ・認め印

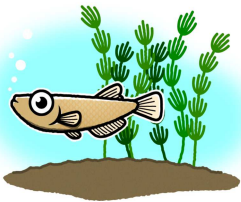


水槽を指さし「ここにはおなかの大きなメダカがいるの」と話す明美さん

メダカ飼育15年「大きくなったらまた来てね」

造園業

棚田芳晴さん
明美さん



神殿町で造園業を営む棚田芳晴さんと妻の明美さんは2005年からメダカを飼い始めて15年になります。
棚田さん夫婦にメダカ飼育の苦労や楽しさを聞きました。

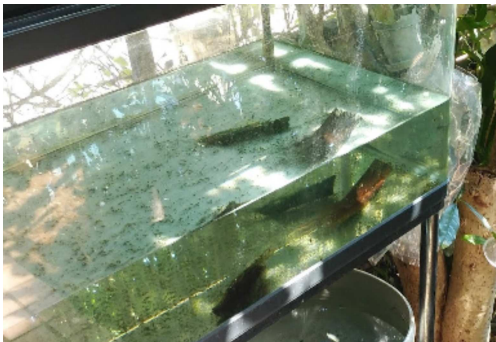
旅行で訪ねた岡山県で数匹を購入したのがメダカ飼育のきっかけでした。初めのうちは屋外の植木用のプラントーで育てていましたが、どんどん増えて家の中の「すいれん鉢」で育てるようになりました。メダカは深い水の底で越冬することがわかり、水槽で飼うの今のスタイルに変えました。

メダカは夏に卵を産みます。シュロの木の皮」を水槽に入れて産卵させ、卵が着くと別の水槽に移してふ化させ、増やしていきます。明美さんは「たくさん増えた時には、友達の家にお嫁入りもさせました」と話します。

メダカの世話は芳晴さん、明美さんは観賞専門だそうです。温かい季節には朝、夕2回、餌

をやり、冬場は餌なし。水が減ってきたら庭の水やりのついでに水を足します。芳晴さんは「背の光っている種類が少ないので、増やしたい」と話しています。

今、大きな水槽には、小さな小さなメダカが育っています。この子たちが大人になる頃にまた来て下さいね」と明美さんは話していました。



ふ化したばかりのメダカの子供たち